

平成29年度 消費者庁の子どもの事故防止の取組実績

平成29年度 第2回
子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議
平成30年3月27日



平成29年度の消費者庁の取組方針

0～6歳を対象に、死亡統計や事故情報の分析に基づき、注意喚起・周知啓発の取組テーマを検討。対象年齢やテーマに関連する府省庁と周知等、広報活動連携。

1. 0～6歳（未就学児）を対象にした事故防止
2. 人口動態調査での死亡件数が多い事故※に着目した注意喚起
※交通事故、地震等の天災は除く
3. その他の事故、死亡に至らないものの発生頻度が高いか、季節的な発生傾向がある事故へ対応
4. 「子ども安全メールfrom消費者庁」、「消費者庁 子どもを事故から守る！ツイッター」、「フェイスブック」などの情報発信ツールの活用
5. 啓発資料「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」の周知と活用
6. 関係府省庁や関係団体と連携した取組

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

平成29年度の子どもの事故防止の取組実績③- 1

個別事故テーマでの注意喚起 記者公表

【事例1】 0～1歳児の大人用ベッドからの転落事故(平成29年11月)

- 転落事故防止のために、0～1歳児は、できるだけベビーベッドで寝かせ、常に柵を上げて使う。
- 寝室で起きる窒息事故防止のため、子どもの頭が顔が挟まる隙間をなくす等、寝室の環境に注意する。
- 大人用ベッドに取り付ける幼児用ベッドガードは、生後18ヶ月未満の乳幼児には絶対に使用しない。子どもが隙間に挟まり窒息するリスクがある。



【事例2】 家具やテレビの転倒事故 (平成29年11月)

- ※経済協力開発機構(OECD)の「家具やテレビの転倒事故防止に関する国際啓発キャンペーン」として、注意喚起公表。
- 家具やテレビは、固定して使用する。
- 家具の引き出しには鍵やストッパーを付ける。
- おもちゃなど、子どもの興味をひくものを家具の上に置かないようにする。



【事例3】 小さいおもちゃの誤嚥・窒息事故(平成29年11月)

- ※平成29年11月20日に消費者庁消費者安全調査委員会より、「玩具による乳幼児の気道閉塞事故」に係る事故等原因調査の報告書が取りまとめられ、調査委員会から消費者庁長官に対し、意見が提出された。その対応の一環で注意喚起公表。
- 小さいおもちゃは子どもの手の届く所に置かない。
- おもちゃの対象年齢に注意する。
- 食事の前には異物が口腔内にあることを確認する。
- また、応急手当の方法を紹介。



平成29年度の子どもの事故防止の取組実績③- 2

個別事故テーマでの注意喚起記者公表

【事例4】 炊飯器や電気ケトル等による、乳幼児のやけど事故(平成29年12月)

- 高温の蒸気や転倒して熱湯に触れるおそれのある、炊飯器や電気ケトル等の製品は、乳幼児の行動範囲で使用しない。
- 乳幼児が立ち入らないよう、ベビーゲートを置くなど安全対策を実施する。
- Sマークの付いた製品など、安全に配慮された製品を選ぶようにする。



【事例5】 豆やナッツ類による子どもの誤嚥事故(平成30年1月)

- 豆やナッツ類は、3歳頃までは食べさせない。
※個人差はあるが、大人に近い咀嚼(食べ物を歯で噛み砕くこと)ができるようになり、飲み込んだり吐き出したりする力が十分に発達するのは3歳頃
- 3歳頃までは、小さく砕いた硬い豆やナッツ類も食べさせないようにする。
- 少し大きい子どもの場合も、食べることに集中させ、落ち着いてゆっくりとよく噛み砕いて食べるようにさせる。
- 節分の豆まきをした後は、豆の後片付けを徹底する。



【事例6】 窓やベランダからの子どもの転落事故(平成30年3月)

- 子どもを一人でベランダや開いている窓に近寄らせない等、子どもの行動をよく確認し、見守りをしっかり行う。
- 窓やベランダの施錠の確認、窓に補助錠を付けるなど、子どもが一人で窓を完全に開けることが出来ないよう安全対策を施す。
- ベランダの手すりや、窓の近くに足がかりとなる物を置かない。
- 窓やベランダの手すり、窓の網戸やサッシに不具合がないか、定期的を確認する。



平成29年度の子どもの事故防止の取組実績③- 3

個別事故テーマでの注意喚起記者公表

【プレスリリースによる情報提供】 ※プレスリリースは消費者庁ホームページにも掲載



News Release

平成 29 年 11 月 8 日

0～1歳児の大人用ベッドからの転落事故に御注意ください！ ー頭蓋骨骨折、窒息などの事故が起きており、危険ですー

0～1歳児が、主に就寝時などに大人用ベッドから転落する事故報告が、医療機関から消費者庁へ寄せられており、平成22年12月から平成29年6月末までに、計564件（0歳児が457件、1歳児が107件）の報告がありました（※1）。

数十センチメートル以上の高さの大人用ベッドから転落すると、頭蓋骨骨折や頭蓋内損傷を負傷することがあります。また、転落をきっかけに大人用ベッドと壁や物との間に頭が挟まれて窒息するケースもあり、場合によっては命を落とす可能性があります。消費者庁が分析した厚生労働省「人口動態調査」（平成22年から平成26年までの5年間分）では、ベッドからの転落を起因とする死亡事故が、0～1歳児で計9件確認されています。

転落事故防止のため、0～1歳児は、大人用ベッドに寝かせるのではなく、満2歳になるまでは、できるだけベビーベッドに寝かせましょう。また、ベビーベッドでも柵を上げずに使用することで転落事故が起きています。ベビーベッドの柵は常に上げて使いましょう。

なお、大人用ベッドに取り付ける幼児用ベッドガードは、一般財団法人製品安全協会が定めた安全基準（SG基準）では、生後18か月未満の子どもには使用しないよう定めているので、注意してください。

1. 事故内容

（1）医療機関ネットワーク事業による事故報告件数の内訳

医療機関から消費者庁へ、平成22年12月から平成29年6月末までに寄せられた事故報告では、6歳以下の子どものベッドからの転落事故は1,120件で、そのうち、大人用ベッドからの転落と確認できたのは647件でした。これは、ベビーベッドやその他のベッドに比べ圧倒的に多く、さらに大人用ベッドからの転落のうち、0歳児が457件（70.6%）、1歳児が107件（16.5%）の計564件（87.2%）でした（図表1）。



News Release

平成 29 年 11 月 10 日

家具やテレビの転倒に気を付けましょう！ ー下敷きになった子どもが死亡する事故もー

衣服や本などを収納するタンス、棚などの家具やテレビ（以下「家具等」といいます。）が子どもの体の上に倒れてきて、子どもが下敷きになるなどの事故が発生しています。これらの事故は、場合によっては、死に至ることもあります。

消費者庁には、平成22年12月1日から平成29年8月31日までに、家具等の転倒による事故情報が医療機関ネットワーク¹を通じて41件寄せられており、そのうち約8割が6歳以下の子どもの事故でした。また、消費者庁が厚生労働省「人口動態調査」を分析したところ、平成22年から平成26年までの5年間で、同様の事故について子どもの死亡事故が2件確認されました。海外では経済協力開発機構（OECD）には、アメリカ合衆国、オーストラリア連邦、カナダなどの世界各国から、死亡事故が多く報告されています。

OECDは、平成29年11月6日から10日までを「家具やテレビの転倒事故防止に関する国際啓発週間」としています。この取組には、日本も参加して、家具等の転倒事故防止に関する注意喚起を行います。

家具等の設置について、以下の点に御注意の上、今一度、御家庭の状況を見直してみましょう。

- （1）家具やテレビは固定して使用しましょう。
- （2）家具の引き出しには鍵やストッパーなどを付けましょう。
- （3）玩具など子どもの興味をひくものを家具の上に置かないようにしましょう。

平成29年度の子どもの事故防止の取組実績③- 4

個別事故テーマでの注意喚起記者公表

【プレスリリースによる情報提供】 ※プレスリリースは消費者庁ホームページにも掲載



News Release

平成 29 年 11 月 20 日

小さいおもちゃの誤嚥・窒息事故に注意！

今般、消費者庁消費者安全調査委員会より、「玩具による乳幼児の気道閉塞¹事故」に係る事故等原因調査の報告書が取りまとめられ、調査委員会から消費者庁長官に対し、意見が提出されました。

子どものおもちゃの誤嚥²・窒息³事故防止の注意ポイントと応急手当についてまとめました。

1. 小さいおもちゃの誤嚥・窒息事故に注意しましょう

子どもは、口腔⁴とのどが近いことから、口の中に入れたおもちゃがのどに入りやすく、また飲み込む力や吐き出す力が十分でないため、のどに詰まったおもちゃを吐き出すことができず、誤嚥や窒息を起こす場合もあります。後出の動画「窒息事故から子どもを守る」(P.5 参照)には誤嚥・窒息のメカニズムの映像が収録されていますので、参考にしてください。

子どもには「何でも口に入れる」という行動特性がありますので、小さいおもちゃの誤嚥・窒息事故を防ぐため、以下のポイントに気を付けましょう。

<注意ポイント>

- 特に直径や対角線長が6～20mmの大きさのおもちゃは、子どもが口に入れると窒息のおそれがあります。保護者は、乳幼児が小さいおもちゃやおもちゃの小さい部品などを口に入れないように注意を徹底しましょう。乳児のくち・のどの小ささや小さいおもちゃなどの詰まりやすさは、後出のペーパークラフト「乳児くち・のど模型」(P.5 参照)で確認できます。



News Release

平成 29 年 12 月 13 日

炊飯器や電気ケトル等による、乳幼児のやけど事故に御注意ください
—使用環境に注意し、安全に配慮された製品で事故防止を—

消費者庁には、平成 22 年 12 月から平成 29 年 10 月までに、医療機関ネットワーク事業¹の参画医療機関から、子ども(0歳～14歳)の炊飯器や電気ケトル等によるやけど事故に関する情報が計 375 件寄せられています。

製品による子どものやけど事故の中で、炊飯器や電気ケトル等²は、暖房器具と共に主な要因となっています。危害の程度³が中等症(入院を要する状態)又は重症(生命に危険が及ぶ可能性が高い状態)の事故の割合を見ると、電気ケトル等における割合が、炊飯器や暖房器具における割合と比べ高くなっています。また、中等症又は重症の事故を年齢別に見ると、2歳以下の乳幼児の割合は、炊飯器や電気ケトル等において、暖房器具における割合と比べ高くなっています。

炊飯器や電気ケトル等による、乳幼児を中心とした子どものやけど事故を防止するため、保護者の皆様は主に以下のことに注意しましょう。

- (1) 高温の蒸気や転倒して熱湯に触れるおそれのある、炊飯器や電気ケトル等の製品は、乳幼児の行動範囲で使用しないようにしましょう。
- (2) これらの製品を使用する場所に乳幼児が立ち入らないよう、ベビーゲートを置くなど安全対策を実施しましょう。
- (3) 電気ケトル等は、乳幼児の力でも転倒するおそれがあります。容器内には熱湯が入っていることを忘れずに注意しましょう。
- (4) 蒸気が出ない、炊飯中にふたが開かない等の機能のある炊飯器が販売されています。また、Sマーク⁴が付いている電気ケトルや電気ポットは、転倒時に湯こぼれしにくい構造となっています。事故を未然に防ぐために、これらの安全に配慮された製品を選ぶようにしましょう。

平成29年度の子どもの事故防止の取組実績③-5

個別事故テーマでの注意喚起記者公表

【プレスリリースによる情報提供】 ※プレスリリースは消費者庁ホームページにも掲載



News Release

平成 30 年 1 月 31 日

豆やナッツ類は、3歳頃までは食べさせないようにしましょう！

豆やナッツ類を誤嚥して、気管支炎や肺炎を起こしたり、
窒息したりするおそれがあります

消費者庁には、平成 22 年 12 月から平成 29 年 12 月末までに、医療機関ネットワーク事業¹の参画医療機関から、豆やナッツ類²（例えば、大豆、ピーナッツなど）を原因とする子ども（14 歳以下）の誤嚥³事故が、27 件報告されています。そのうち 20 件を 3 歳未満の事故が占めています。奥歯が生えそろわず、かみ砕く力や飲み込む力が十分ではなく、気道⁴も狭い子どもが豆やナッツ類を食べると、気道に入って気管支炎や肺炎を起こしたり、窒息したりするおそれがあります。

豆やナッツ類の誤嚥は、事故報告件数は多くないものの、入院を要する例が 16 件と全体（27 件）の約 6 割を占めています。

誤嚥事故防止のため、主に以下のことに注意しましょう。

- （1）豆やナッツ類は、3 歳頃までは、食べさせないでください。
 - ・小さく砕いた豆やナッツ類も食べさせないでください。
 - ・兄弟がいる家庭では、兄弟が豆やナッツ類を食べていても、食べさせないでください。
- （2）少し大きい子どもの場合も、誤嚥をしないように、食べることに集中させ、落ち着いてゆっくりとかみ砕いて食べさせるようにしてください。
- （3）節分の豆まきをした後は、子どもが拾って口に入れないように、豆の後片付けを徹底しましょう。

1. 事故内容

（1）医療機関ネットワーク事業による事故報告件数の内訳

医療機関から消費者庁へ、平成 22 年 12 月から平成 29 年 12 月末までに、豆やナッツ類を子ども（14 歳以下）が誤嚥した事故情報が、27 件報告されており、そのうち 3 歳未満の事故が 20 件を占めます（図 1）。また、危害の程度⁵が、



News Release

平成 30 年 3 月 14 日

窓やベランダからの子どもの転落事故に御注意ください！

一転落事故は特に 1～3 歳の子どもに注意が必要で、春から夏に多く見られますー

子ども（14 歳以下）が住居などの窓やベランダから転落する事故は、厚生労働省「人口動態調査」（平成 22 年から平成 26 年まで）では死亡事故が 92 件、東京消防庁の救急搬送データ（平成 23 年から平成 28 年まで）では救急搬送された事故が 218 件となっています。

救急搬送データを年齢別に見ると、危険への認識が低い 1～3 歳の子どもの窓からの転落事故が多く、軽症が多いものの注意が必要です。また、転落事故は窓を開けたり、ベランダに出る機会が増えたりする春から夏に多く見られます。高所からの転落は、生命に危険を及ぼす可能性が高く、十分な注意が必要です。

住居などの窓やベランダから子どもが転落する事故を防止するため、保護者の皆様は、主に以下のことに注意しましょう。

- （1）子どもの行動や居場所を把握するなど、見守りを行いましょう。
- （2）子どもの発達に応じ、日頃から転落を未然に防止する環境を整えましょう。
- （3）窓やベランダの手すり、網戸等に劣化がないかを定期的に点検しましょう。

1. データで見る事故情報

（1）厚生労働省「人口動態調査」における事故情報

消費者庁が分析した、厚生労働省「人口動態調査」（平成 22 年から平成 26 年まで）では、子ども（14 歳以下）の住居などからの転落死亡事故が 92 件確認されています。

年齢別では、0～4 歳が 43 件（46.7%）、5～9 歳が 19 件（20.7%）、10～14 歳が 30 件（32.6%）で、0～4 歳のうち、特に 3、4 歳が多いことが分かります（図 1）。

時期別では、春（3 月～5 月）の 17 件（18.4%）から夏（6 月～8 月）の 30 件（32.6%）と、春から夏に多く見られます（図 2）。

図 1 年齢別の死亡件数（n=92）

平成29年度の子どもの事故防止の取組実績④- 1

SNSやメールで、消費者（保護者）への直接的な情報発信

「子どもを事故から守る！公式 Twitter」

14歳以下の子どもの保護者を対象に、消費者庁だけでなく、各府省庁の子どもの事故に関する情報を発信。



「子ども安全メールfrom消費者庁」(平成22年9月から継続)

主に6歳以下の未就学児の保護者を対象に、事故防止のポイントを毎週1回(原則木曜日)配信。



＜平成29年4月～平成30年3月22日の発信テーマとツイッターリツイート(RT)＞

発信日	子ども安全メールテーマ	子どもツイッターテーマ ※RT(リツイート)を含む	関係府省庁リツイート ※その他、消費者庁リツイートは原則全てリツイート	発信日	子ども安全メールテーマ	子どもツイッターテーマ ※RT(リツイート)を含む	関係府省庁リツイート ※その他、消費者庁リツイートは原則全てリツイート
4/6	箸やフォークの事故	-	-	7/12	海での事故	同左	左記期間中、内閣府、警察庁、消防庁、農水省、国交省、海上保安庁が適宜リツイート
4/13	子ども乗せ自転車	-	-	7/13	水遊び中の事故	同左	
4/20	硬貨の誤飲	-	-	7/14	花火でやけど	同左	
4/26	-	ツイッター開始	-	-	RT(政府広報 夏のやけど)	-	
4/27	-	アプナイカモ紹介	-	7/18	ケミカルライトの事故	同左	
4/28	子どもだけで遊ぶ時	同左	-	7/19	おもちゃのボタン電池	同左	
5/2	-	事故防止ハンドブック等の紹介	-	-	おもちゃの誤嚥	同左	
5/3	加熱式たばこの誤飲	同左	-	7/20	-	草刈り機の事故	
5/4	-	徳島県子育てイベント	-	7/21	-	夏休み子ども向けイベント	海上保安庁
5/11	-	子どもの日	-	7/27	ドライアイスの事故	同左	-
5/15	外食先での事故	同左	-	7/28	-	RT(内閣府 食品誤嚥)	-
5/16	-	RT(内閣府 うつぶせ寝)	-	8/3	チャイルドシート着用	同左	国交省
5/17	-	RT(厚労省 はちみつ事故)	-	-	-	子ども霞が関デー	-
5/22	事故防止週間	同左	事故防止週間期間中、内閣府、警察庁、消防庁、農水省、国交省、文科省が適宜リツイート	8/7	-	食品衛生月間	-
5/23	事故防止週間	同左		8/8	-	RT(消防庁 熱中症)	-
-	海での事故	同左		8/10	閉じ込めによる熱中症	同左	-
-	-	RT(消防庁 熱中症)		8/17	エスカレーター事故	同左	消防庁
-	-	RT(国交省 ベビーカー)		8/18	-	RT(海上保安庁 海の事故)	-
5/24	川での事故	同左		8/24	遊具でのやけど	同左	-
5/25	遊具での事故	同左		8/30	-	RT(内閣府 玩具等誤嚥)	-
5/25	-	RT(消防省 救急アプリ)		8/31	家庭での防災	同左	-
5/26	乳幼児向け製品の利用	同左		9/7	アロマオイルの誤飲	同左	-
5/29	-	RT(政府広報 誤飲)	-	-	商業施設の遊具	同左	-
5/30	-	RT(政府広報番組)	-	9/14	-	ベッドガード事故	消防庁、警察庁、内閣府
6/1	ライターでの事故	同左	-	-	-	RT(厚労省 O157)	-
6/2	-	RT(政府広報番組)	-	9/15	-	RT(消費者庁本庁 O157)	-
6/8	雨天時の転倒	同左	-	9/21	キッズデザイン賞	同左	-
6/15	機械式立体駐車場	同左	-	9/22	-	こんろのグリルでやけど	内閣府
6/19	-	RT(内閣府 プール等)	-	-	-	ベッドガード事故	消防庁、警察庁、内閣府
6/22	ベランダから転落	同左	-	9/28	子ども向け製品のリコール	同左	-
6/26	-	RT(政府広報 水の事故)	-	9/29	-	RT(政府広報 子ども服)	-
6/28	-	RT(政府広報 シートベルト)	-	10/5	遊具での事故	同左	-
6/29	ドアでの指挟み	同左	-	10/12	医薬品の誤飲	同左	-
-	川遊び中の事故	同左	-	10/19	キッチンでのやけど	同左	-
7/6	-	子ども霞が関デー	-	10/26	山歩き中の事故	同左	-
					-	仮装衣装での歩行に注意(ハロウィン)	-

平成29年度の子どもの事故防止の取組実績④-2

SNSやメールで、消費者（保護者）への直接的な情報発信

<平成29年4月～平成30年3月22日の発信テーマとツイッターリツイート(RT)>

発信日	子ども安全メールテーマ	子どもツイッターテーマ ※RT(リツイート)を含む	関係府省庁リツイート ※その他、消費者庁ツイッターは原則全てリツイート
11/1	-	RT(内閣府 子どものうつぶせ寝)	-
11/2	製品安全総点検月間等	同左	-
11/8	0～1歳児の大人用ベッドからの転落	同左	内閣府、警察庁
11/9	就寝時の子どもの窒息	同左	内閣府
11/10	SIDS対策強化月間等	家具等、転倒防止キャンペーン	内閣府、農水省、警察庁
11/16	家具やテレビの転倒事故	同左	内閣府、警察庁
11/20	-	おもちゃの誤嚥・窒息事故①	内閣府、農水省
	-	おもちゃの誤嚥・窒息事故②	内閣府、農水省
	-	おもちゃの誤嚥・窒息事故③	内閣府、農水省
	-	おもちゃの誤嚥・窒息事故④	内閣府、農水省
11/22	加熱式たばこの誤飲	同左	内閣府
-	-	徳島県でのキッズデザイン賞製品展示	-
11/26	-	RT(政府広報 ボタン電池)	-
11/30	おもちゃの対象年齢確認	同左	内閣府
12/6	-	ゆたんぼの事故	-
12/7	ショッピングカートからの転落	同左	内閣府
12/13	炊飯器、電気ケトルでのやけど	同左	内閣府、農水省、警察庁
12/18	-	クリスマスツリーの飾りの誤飲・誤嚥	-
-	-	イルミネーションの発火	-
12/20	-	除雪作業中の事故	-
12/21	ノロウイルスの感染	同左	-
12/27	-	RT(消費者庁 年末年始事故)	-
-	-	RT(消費者庁 年末年始事故)	-
1/4	暖房器具によるやけど	同左	-
1/11	磁石の誤飲	同左	-
1/18	スノースポーツ中の事故	同左	-
1/25	鍋料理でのやけど	同左	-
1/29	-	ドラム式洗濯機への閉じ込め事故	-
1/31	豆やナッツ類の誤嚥	同左	内閣府、農水省、警察庁
-	-	豆やナッツ類(首相官邸LINE紹介)	-
2/1	-	RT(内閣府 うつぶせ寝に注意)	-
2/8	先が尖った文具でのけが	同左	-
2/15	温浴施設内での転倒	同左	-
-	-	RT(政府広報 乳幼児のやけど)	-
2/19	-	ひな祭りの飾りの誤飲・誤嚥	-
2/21	-	RT(政府広報 子どもの窒息事故)	-
2/22	加湿器でのやけど	同左	-
-	-	RT(政府広報 乳幼児のやけど動画)	-
3/1	安全に配慮された製品の活用	同左	-
3/8	ヘアアイロンでのやけど	同左	-
3/14	窓やベランダからの転落	同左	内閣府、農水省、警察庁
3/15	-	RT(内閣府 はちみつ入り食品)	-
	-	ハndsスピナーの誤飲①	-
	-	ハndsスピナーの誤飲②	消防庁
3/19	-	窓やベランダ転落(首相官邸LINE紹介)	-
3/22	おむつ替え時やソファからの転落	同左	-



子どもを事故から守る！ツイッターの例



子ども安全メールの例

平成29年度の子どもの事故防止の取組実績⑤

子どもを事故から守る！事故防止ハンドブックの活用

「6歳以下の未就学児に予期せず起こりやすい事故とその予防法、対処法のポイントをまとめたもの」

A5サイズ カラー16ページ。田中哲郎氏(医学博士 東京工科大学客員教授)監修

- ・消費者庁ホームページからのPDFデータ出力や、地方公共団体中心に冊子版を配布し活用。
- ・平成30年度も事故防止の啓発に引き続き活用予定。



- ・消費者庁ホームページにPDFデータ掲載。
 - ・全国の地方公共団体を中心に、延べ約120団体から、冊子要望を受付。
- 冊子約11万部を発送済み(平成30年3月時点)

＜地方公共団体での使用例＞

- ・地域内の保育園、幼稚園での配布
- ・子育て関連の催しでの配布
- ・消費者センター等での窓口設置
- ・育児相談時の活用



消費者生活センター窓口での設置(神戸市)



子育てサークルの講座での配布(長岡市)



小児救急医療講座での配布(世田谷区)

平成29年7月に開設した「消費者行政新未来創造オフィス」では、徳島県の協力の下、これまで取組が十分でなかった理論的・先進的な調査・研究、全国展開を見据えたモデルプロジェクト等を行っている。

徳島県では関係者による「子どもの事故防止プロジェクトネットワーク会議」を組織し、連携しながら啓発活動を行っている。

なお、オフィスでは、徳島県と協力して保護者への啓発等の取組、保護者の意識行動等について調査を実施した。

○ 子どもの事故防止啓発活動の実施

徳島県「子どもの事故防止プロジェクトネットワーク会議」

構成員（12団体1個人）と連携し実施

- ・ 「子どもの事故防止ハンドブック」を県内0～6歳の保護者向けに、4万部配布
- ・ キッズデザイン賞受賞作品を子育てイベント等（県内3箇所＋県外1箇所）で展示等



○ 子どもの事故防止プロジェクトアンケート調査実施

0歳、1～3歳、4～6歳児の保護者

出産予定夫婦

保育関係者（保育士等）

知識や意識、行動等を把握すると共に、啓発等に積極的に取組む徳島モデル事業の重点地域※と他の地域との比較や父母等の属性比較の分析等を通じ、今後の政策に活用。

※鳴門市、阿南市、美馬市、藍住町

合計約3千人から回答

平成30年度に公表予定

1. 0～14歳の子どもを対象とした事故防止
2. 人口動態調査での死亡件数が多い事故※に着目した注意喚起
※交通事故、地震等の天災は除く
3. その他の事故、死亡に至らないものの発生頻度が高いか、季節的な発生傾向がある事故へ対応
4. 注意喚起記者公表及び、「消費者庁 子どもを事故から守る！ツイッター」、「子ども安全メールfrom消費者庁」、「首相官邸LINE」等、情報発信ツールの活用
5. 子どもの事故防止のポータルサイトを開設し、関係府省庁等と連携して、子どもの事故防止に関する情報を広く紹介
6. 啓発資料「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」の周知と活用
7. 関係府省庁や関係団体と連携した、事故防止の取組

子供の事故防止に関する関係府省庁連絡会議

我が国では、窒息や溺水、転落を始めとする事故等によって、14歳以下の子どもが毎年300人ほど亡くなっている。防ぐことのできる事故を可能な限り防止する必要がある。

＜子供の事故防止のために必要な取組＞

- ①保護者の事故防止意識を高めるための啓発活動を効果的に実施
 - ②教育・保育施設等の関係者による取組
 - ③事故防止に配慮された安全な製品の普及
- 等を総合的に取り組む

平成29年度 連絡会議構成員（課長級）

省庁名	構成員	省庁名	構成員
消費者庁	消費者安全課長（議長）	文部科学省	初等中等教育局健康教育・食育課長
消費者庁	消費者教育・地方協力課長	厚生労働省	政策統括官付社会保障担当参事官
内閣府	子ども・子育て本部参事官 （子ども・子育て支援担当）	厚生労働省	厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
警察庁	刑事局捜査第一課長	農林水産省	消費・安全局消費者行政・食育課長
総務省消防庁	総務課長	経済産業省	商務情報政策局製品安全課長
		国土交通省	総合政策局安心生活政策課長

＜平成28年度＞

- 第1回会議（平成28年6月7日） キックオフ（問題意識の共有等）
- 第2回会議（平成28年11月2日） 関係府省庁から取組事例等の報告、消費者庁の分析結果の報告
- 第3回会議（平成29年3月28日） 今後の取組方針の確認

＜平成29年度＞

- 第1回会議（平成29年10月30日） 関係府省庁から、取組の実施状況と事故発生傾向の報告
- 第2回会議（平成30年3月27日） 平成30年度の取組方針の確認